

事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の大規模な拡大防止に向けた職場における対応について

品川労働基準監督署 安全衛生課

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止にむけて、職場において事業者、労働者が一体となって、下記事項を取り組みましょう。

1 職場における対策の基本的考え方

いわゆる三つの「密」**「①密閉空間 ②密集場所 ③密接場面」**が同時に重なる場を避け、事業者、労働者それぞれが職場内外での感染防止行動の徹底について、正しい知識を持ち、職場や職務の実態に即した対策に取り組む。

事業者：新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む方針を労働者に伝える

労働者：方針を受け感染拡大に向けて一人一人の行動変容を心がける

2 大規模な感染拡大防止等に向けた対策について

以下の内容及び**「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」**を参考に、衛生委員会等を活用して実行可能な感染拡大防止対策を検討する。

*チェックリストは厚生労働省ホームページに掲載されています。

職場 新型コロナ チェックリスト

検索

(1) 職場内での感染防止行動の徹底

①換気の徹底

- ・室内の必要換気量（一人当たり30m³/毎時）を満たし「換気が悪い空間」とならないよう、機械換気（空気調和設備・機械換気設備）の場合、換気設備を適切に運転・管理する。
- ・職場の窓が開閉可能な場合、1時間に2回程度、窓を全開にして換気する。

②接触感染の防止

- ・物品・機器（電話、パソコン、フリーアドレスの机等）は複数人での使用を避ける。
- ・労働者が触れることがある物品・機器等について、こまめに消毒を実施する。
- ・せっけんによるこまめな手洗いを徹底し、手洗い実施の旨を洗面台、トイレ等に掲示する。
- ・手指消毒用アルコールを備え付ける。
- ・外来者、顧客・取引先等に、感染防止措置への協力を要請する。

③飛沫感染の防止

- ・咳エチケット徹底。
- ・換気の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない。
- ・人と人との間に十分な距離（1m以上、発声・会話時2m以上）を保持する。
- ・テレビ会議、電話、電子メール等により集会方式の会議を回避する。
- ・外来者、顧客等との対面接触時は、2m以上距離をとるか、マスク着用。
- ・社員食堂の座席数を減らす、昼休み時間に幅を持たせて利用集中を避ける。
- ・そのほか三密となるような施設の利用方法を検討すること。

④一般的な健康確保措置の徹底

- ・疲労の蓄積につながる長時間の時間外労働等を避ける。
- ・一人一人が十分な栄養摂取、睡眠確保に心がける。
- ・労働者の日々の健康状態把握に努める（出勤前に体温測定・風邪症状の有無の確認等）。

このリーフレットの内容についてのお問合せは、品川労働基準監督署安全衛生課までお願いします。

☎03(3443)5743

品川労働基準監督署 令和2年4月作成

(2) 通勤・外勤に関する感染防止行動の徹底

①接触感染の防止

- ・ 出社・帰宅時、飲食前の手洗い・手指のアルコール消毒を徹底する。

②飛沫感染の防止

- ・ 咳エチケットの徹底。
- ・ 多くの人を利用する公共交通機関利用を避けるため、時差通勤や公共機関を利用しない方法の積極的活用を図る。
- ・ 通勤・外勤の移動時には電車等の換気に協力する。
- ・ 電車、バス、タクシー利用時に不必要な会話を抑制する。
- ・ テレビ会議を活用する。

(3) 在宅・テレワークの活用

- ・ 職場や通勤・外勤での感染防止、感染のおそれがある労働者は勤務を継続できるよう在宅勤務・テレワークを活用すること。

3 風邪症状を呈する労働者への対応について

発熱、咳などの風邪症状がみられる労働者について、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えた以下のような労務管理とすること。特に①高齢者②基礎疾患がある者③免疫抑制状態にある者④妊娠している者について配慮すること。

- ・ 発熱、咳等の風邪症状がみられる者へ出勤免除（テレワークを含む）及び外出自粛を勧奨。
- ・ 休業させる場合、欠勤中の賃金取扱いについて、労使で十分話し合い、安心して休暇を取得できる体制とすること。
- ・ 医療機関を受診するため等やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用を控えるよう注意すること。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」（以下①～③）の周知徹底。

* 次の条件に該当する場合、最寄り保健所の「帰国者・接触者相談センター」に相談し、指示に従うよう促す

①一般の方（②③以外の方）

- ・ 労働者に風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む。高齢者や基礎疾患等ある場合は2日以上）
- ・ 強いだるさ（倦怠感）息苦しさ（呼吸困難）がある場合

②高齢者、基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方

- ・ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が2日以上続いている場合
- ・ 強いだるさ（倦怠感）息苦しさ（呼吸困難）がある場合

③妊娠中の方

- ・ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が2日以上続いている場合
- ・ 強いだるさ（倦怠感）息苦しさ（呼吸困難）がある場合

4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について

職場に新型コロナウイルスの陽性者等（濃厚接触者含む）が発生した場合に備えて、以下を盛り込んだ対応ルールを作成し、周知する。

- ・ 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者への報告に関すること。
- ・ 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること。
- ・ 労働者が陽性者等になったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いを受けることはないこと。
- ・ その他（必要に応じ、休業や賃金の取扱い等に関すること）。

5 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

国、地方自治体等がホームページ等を通じて提供している最新の情報を収集し、感染拡大を防止するための知識・知見等を労働者に周知すること。

○厚生労働省関係ホームページ

○東京都 新型コロナ感染症対策サイト

厚生労働省 新型コロナ

検索

東京都 新型コロナ

検索

新型コロナ Q & A

検索